

# 【料 金 表】

東京ガス供給区域（東京地区等）

2019 年 10 月 15 日実施

株式会社アースインフィニティ

## 1. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(3)ハのとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

イ 基準平均原料価格（トン当たり）

57,250円

ロ 平均原料価格（トン当たり）

(3)ハに定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

- (3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金の算定期間

## 2. 料金表

### (1) 適用区分

料金区分	適用使用量
料金表A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B	使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C	使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表D	使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表E	使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表F	使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金および消費税等相当額の算定方法

イ 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または1（単位料金の調整）の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

ロ 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

### (3) 料金単価（税込み）

料金区分	アースガスプラン		アースガスSプラン	
	基本料金（1ヵ月およびガスメーター1個につき）	基準単位料金（1立方メートルにつき）	基本料金（1ヵ月およびガスメーター1個につき）	基準単位料金（1立方メートルにつき）
料金表 A	743.82 円	145.31 円	721.05 円	145.31 円
料金表 B	1,034.88 円	130.46 円	950.40 円	130.46 円
料金表 C	1,207.36 円	128.26 円	1,108.80 円	128.26 円
料金表 D	1,854.16 円	124.96 円	1,702.80 円	124.96 円
料金表 E	6,166.16 円	116.16 円	5,662.80 円	116.16 円
料金表 F	12,202.96 円	108.46 円	11,206.80 円	108.46 円

#### イ 調整単位料金

基準単位料金をもとに1（単位料金の調整）の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 3. 料金の日割計算

#### (1) 料金の日割計算 1

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(3)のいずれの料金単価を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

##### イ 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、2(3)の料金単価における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

##### ロ 従量料金

2(料金表)における基準単位料金または1(単位料金の調整)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、1(単位料金の調整)における適用基準と同様といたします。

#### (2) 料金の日割計算 2

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(3)のいずれの料金単価を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

##### イ 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / -30$$

(備考)

- ① 基本料金は、2(3)の料金単価における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

##### ロ 従量料金

2(料金表)における基準単位料金または1(単位料金の調整)規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、1(単位料金の調整)における適用基準と同様といたします。

#### 4. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は 13 A であるため、13 A とされているガス機器が適合いたします。

熱量 標準熱量……45 メガジュール

最低熱量……44 メガジュール

圧力 最高圧力……2.5 キロパスカル

最低圧力……1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォッベ指数……57.8

最低ウォッベ指数……52.7

#### 5. アースガス S プランの供給条件

(1) 同一需要場所において、同一名義で、当社が指定する電気の主契約料金表により、当社との電気の需給契約が成立していることを条件にアースガス S プラン（以下、「S プラン」という。）へお申込みいただけます。

(2) 当社とのガスの需給契約が消滅した場合の取扱い

イ (1) に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。

ロ S プランの申込みを当社が承諾した場合で、S プランによるガスの需給開始日より前に、お客さまが当社との電気の需給契約の申込みを取り消された場合等(1) に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認したときは、S プランによるガスの需給開始日に、S プランによるガスの需給契約は消滅するものといたします。

ハ S プランによるガスの需給開始日以降に (1) に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社が確認した日以降最初の検針日に、S プランによるガスの需給契約は消滅するものといたします。また、S プランによるガスの需給開始日以降、お客さまが当社との電気の需給契約の申込みを取り消された場合等当社が電気の供給をまったく行わなかった場合は、S プランが適用されている料金について、S プランにより算定される料金に加えて、アースガスプランの料金単価を適用して算定される料金との差額を申し受けます。

ニ ロまたはハの場合で、S プランによるガスの需給契約の消滅日までにお客さまから他の契約種別の需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、アースガスプランによる需給契約が、新たに成立するものといたします。

## 6. その他

その他の事項については、ガス供給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則(実施期日)

この料金表は、2019年10月15日から実施いたします。